



最高裁秘書第1559号

平成30年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年4月5日付け（同月9日受付、最高裁秘書第1426号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ

(平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ)

裁判官が事件処理に関し職務上作成し、又は取得した判決書、決定書、審判書等の裁判書の写しその他の書類（事件記録の写し、事件の手控え、期日メモ（合議メモ）、和解条項の写し等をいう。）で所持するものについては、裁判情報を適切に管理するという観点から、退官時までには、廃棄するものとすること。